

2021年2月24日発行

第15号 (通巻478号)

JR東日本労働組合新潟地方本部 発行者: 星山 圭 編集者: 教育•広報部

http://niigatachihon.yukigesho.com/

中央本部は2月22日申6号「2021年度賃金改善等に関する申し入れ」を経 営側に提出しました。「基本給一律3,000円引き上げ」など5項目について要 求しました。コロナ禍にあり業績は大変厳しい状況ですが、来年度以降業績回 復の奮起を促すために満額回答を求める声を職場から発信して行きましょう。

- 1. 定期昇給を実施すること。昇給係数は4係数とすること。
- 2. 社員の基本給ならびに初任給を一律3,000円引き上げること。
- 3. エルダー社員の基本賃金を一律 3,000 円引き上げること。
- 4. 第二基本給を廃止すること。
- 5.2021年度の賃金改定においては賃金規程第23条の特別加給を行わないこと。

賃金規程第23条って何?

(抜てき昇給)

賃金規程第23条 昇給所要期間内において、勤務成績が特に優秀な社員につ

いては、前条に定める所定昇給額以内の金額を加算するこ とがある。

東日本ユニオンは赤字下、またコロナ禍において全ての社員が収入確保に向け て奮闘しており、減収により限りのある原資を特定の社員にのみ加算するので はなく、少額でも全社員一律に加算することを求めています。